

資料編



1. 用語解説

※平成31年（2019年）4月以降の事業内容で記載しています。

あ行

○**育児休業制度** いくじきゅうぎょうせいど 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間、その子を養育するために休業できる制度。

○**一般事業主行動計画** いっぱんじぎょうぬしこうどうけいかく 次世代育成支援対策推進法において、従業員が101人以上の企業に策定・公表を義務付けている、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための計画。なお、100人以下の企業についても策定に努めることとされている。

○**医療的ケア** いりょうてき 胃ろうからカテーテルを通して胃に直接栄養を注入する経管栄養や、鼻や切開した喉元にチューブを挿入してたんを吸引するなどの、医療的な生活援助行為。

か行

○**学習支援事業** がくしゅうしえんじぎょう 生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯等の中学生を対象に、個別に学習指導を行うほか、進学、進路、その他の相談を行う事業。

○**確認（制度）** かくにん せいど 教育・保育施設や、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等に対して、その申請に基づき、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となることを確認すること及びその制度。

○**各保健センターでの窓口健康相談** かくほけん まどぐちけんこうそうだん 保健センターにおいて、妊産婦や母子の妊娠・出産・子育てに関する相談や、心身の発達・健康に関する相談を行う事業。

○**確保方策** かくほほうさく 量の見込みに対応する、教育・保育などの将来の提供体制と実施時期の見込み。

○**家庭教育セミナー** かていきょういく 子どもが健全に成長するための家庭教育の果たす役割等に関して、PTA等と連携し公民館で開催するセミナー。

○**家庭教育相談** かていきょういくそうだん 幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校等の家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が、電話相談や、公民館等において面接相談を行う事業。

○**家庭児童相談室** かていじどうそうだんしつ 家庭における養育や児童虐待等に関する相談に応じ、必要な調査、訪問等を行う市の機関。

○**家庭的保育事業** かていてきほいくじぎょう 家庭的保育者が、自宅の居室等を保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**休日保育事業** きゅうじつほいくじぎょう 保育所の在園児が保護者の就労等により、日曜・祝日等（1月1日から1月3日は除く）及び年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、保護者に代わり保育を実施する事業。

○**教育相談** きょういくそうだん 主として市内在住の小・中学生及び保護者、教職員を対象に、学校生活、家庭生活、心身障害に関する問題について、総合教育センターが相談、援助、助言を行う。

○**教育・保育施設** きょういく ほいくしせつ 幼稚園、保育所、認定こども園の総称。

○**教育・保育施設等の利用支援（基本施策3）** きょういく ほいくしせつとう りょうしえん 発達において支援が必要な子どもが教育・保育施設等を利用する際に、健康保育研究協議会の意見を取り入れ、集団生活において楽しく過ごせるよう支援を行う。

○**教育・保育施設等の利用支援（基本施策8）** きょういく ほいくしせつとう りょうしえん ひとり親が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等を適切に利用するための支援を行う。

○**教育・保育施設等の利用支援（基本施策11）** きょういく ほいくしせつとう りょうしえん 要保護児童等が教育・保育施設等を適切に利用するため、関係機関と密に連携した支援を行う。

○**居宅訪問型保育事業** きょたくほうもんがたほいくじぎょう 子どもの障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う。地域型保育事業の一つ。



1. 用語解説

○**健康講座(母子)** 保護者の育児不安の解消や、正しい知識の普及等のため、保健センターに講師を招いて開催する講座。

○**高等職業訓練促進給付金事業** 母子・父子家庭の人が看護師等の資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、一定期間、給付金を支給する事業。

○**子育てサロン** 主に未就園児の親子を対象とした、子育てに関する情報交換や育児相談、親子同士の交流ができる場。地区社会福祉協議会が実施している。

○**子育て支援センター** 子育てに関するアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を提供する地域子育て支援拠点。

○**子育て世代包括支援センター** 保健師等が妊娠期から子育て期に関する相談に応じたり、関係機関と連携を取りながら支援を行う窓口。

○**子ども医療費助成** 0歳から中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する事業。自己負担金は、市民税所得割非課税世帯を除き、入院1日300円、通院1回300円(保険調剤は無料)。

○**子ども家庭総合支援拠点** 子どもと妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行い、必要なサービス等につないでいく機能を担う拠点。船橋市では、家庭児童相談室がこの機能を担っている。

○**子ども・子育て会議(地方版子ども・子育て会議)** 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例により設置する合議制の機関。船橋市では、平成25年(2013年)9月に設置。

○**子ども・子育て関連3法** 平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(通称：認定こども園法の一部改正法)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

○**子ども・子育て支援施設等** 認定こども園(国立、公立大学法人立)、幼稚園(私学助成)、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の総称。

○**子ども・子育て支援法** 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。

○**こども発達相談センター** 就学前の子どもの発達に関する心配事の相談に、心理発達相談員、言語聴覚士等が応じる公設施設。

さ行

○**里親制度** 保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもを保護者に代わって、一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育するための制度。

○**産婦健康診査** 産後間もない母親の心身の健康保持や、産後うつ病の予防等を図るため、出産後に行う健康診査。

○**資格取得支援事業** 保育士試験に合格したのち市内の保育所等に保育士として、継続して1年以上勤務する見込みの人を対象として、保育士試験受験のために要した講座受講費用の一部を補助する事業。

○**事業所内保育事業** 事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の3号認定を受けた子どもの保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**次世代育成支援対策推進法** 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年(2003年)7月に制定された法律。当初は平成27年(2015年)3月31日までの時限立法であったが、令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長となった。



○**施設型給付費** しせつがたきゅうふひ 特定教育・保育施設を対象とした給付。

○**施設等利用費** しせつとうりようひ 幼児教育・保育の無償化の対象者が、特定子ども・子育て支援施設等において、対象となるサービス等を利用した際に受ける給付。

○**児童虐待** じどうぎゃくたい 保護者等が児童に対し行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の総称。

○**児童相談所** じどうそうだんじょ 子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市も設置することができる。

○**児童手当** じどうてあて 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前の児童を養育している家庭に支給される手当。

○**児童発達支援事業** じどうはつたつしえんじぎょう 未就学の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う事業。

○**児童発達支援センター** じどうはつたつしえん 児童発達支援事業に加え、地域支援を行う中核的な療育支援施設。

○**児童扶養手当** じどうふようてあて ひとり親家庭及び祖父母等の養育者の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。

○**児童ホーム** じどう 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設。児童館。地域子育て支援拠点として子育てに関する情報提供や保護者同士の交流の機会を提供している。

○**就学時健診等における子育て学習** じゅうがく けんしんとう こそだ がくしゅう 就学時健康診断や学校説明会に合わせて、市内全ての小学校で実施する、子育てに関する講演会。

○**就学相談** じゅうがくそうだん 障害のある、またはあるかもしれない幼児、児童、生徒の就学に関する相談。総合教育センターにおいて行う。

○**就学相談会** じゅうがくそうだんかい 特別な支援を要する子どもの就学及び教育に関する相談。総合教育センターにおいて、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図り開催している。

○**就業継続に資する研修事業** しゅうぎょうけいぞく し けんしゅうじぎょう 市内で勤務する保育士の就業継続を支援するため、文章の書き方やコミュニケーション能力の向上等さまざまなテーマの研修を開催する事業。

○**就職準備・離転職セミナー** しゅうしょくじゅんび りてんしよく ひとり親家庭の母や父等を対象に開催する、応募書類の作り方、自己分析、面接マナー等の就職・転職活動に関するセミナー。

○**巡回相談** じゅんかいそうだん こども発達相談センターの専門職員等が市内の幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員に対して、特別な配慮を要する子どもへの対応等に関する相談を行う。

○**障害児通所支援** しょうがいじつうしよしえん 未就学児が利用する児童発達支援や、就学児が利用する放課後等デイサービス等の支援。

○**障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助** しょうがいじどうのうけいれ じどう しょうちえんとう たい ほうじょ 障害児等の幼児教育・保育の充実を図るため、障害児等を受け入れている幼稚園や私立保育所、認定こども園に対し交付する補助金。

○**障害児等療育支援事業** しょうがいじどうりょういくしえんじぎょう 在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、訪問・外来により相談を行う。また、施設職員等に対して療育に関する技術指導を実施するほか、各種サービス利用の援助・調整等を行う事業。

○**障害児福祉手当** しょうがいじふくしてあて 在宅で20歳未満の常時介護を必要とする心身障害児に支給する手当。(所得制限あり)

○**障害児を対象とした一時預かり事業** しょうがいじ たいしじょう いちじあす じぎょう 障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所(障害福祉サービス)、日中一時支援(地域生活支援サービス)、心身障害者一時介護料の助成を実施している。

○**小規模保育事業** しょうきぼほいくじぎょう 少人数(6人以上19人以下)の保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**自立支援教育訓練給付金事業** じりつしえんきょういくくねんきゅうふきんじぎょう ひとり親家庭の母または父が、ホームヘルパーや医療事務等の技能習得や資格取得のため、指定講座を受講する場合に、受講料の一部を助成する事業。



1. 用語解説

○**自立支援プログラム策定事業** じりつしえん さくていじぎょう 児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行う事業。

○**心身障害児福祉手当** しんしんしょうがいふくしてあて 在宅で20歳未満の心身障害児を監護している保護者に支給する手当。(併給制限あり)

○**スクールカウンセラー事業** しぎょう 市立小・中・高校全校に、公認心理師・臨床心理士の資格や豊富な相談経験を持つスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じる事業。心や体の悩みやいじめ、不登校等さまざまな問題の未然防止、早期発見、解決につなげていく。

○**スクールソーシャルワーカー事業** しぎょう 総合教育センターに、福祉の専門的な知識や経験を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、市立学校に通う児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向けた支援を行う事業。

た行

○**男女共同参画** だんじょうきょうどうさんかく 男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できること。

○**地域型保育給付費** ちいきがたほいくぎゅうふひ 特定地域型保育事業を対象とした給付。

○**地域型保育事業** ちいきがたほいくじぎょう 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業の総称。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

○**地域子ども・子育て支援事業** ちいきこ こそだ しえんじぎょう 子ども・子育て支援新制度において市町村が実施する13の事業の総称。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○**地域生活支援サービス事業** ちいきせいかつしえん じぎょう 障害者等日中一時支援事業、障害者等移動支援事業、重度身体障害者等入浴サービス事業のこと。

○**地区健康教育** ちくけんこうきょうい 児童ホームや自治会館等を利用して行う、心身の健康や育児等に関する学習会。

○**地区健康相談** ちくけんこうさうだん 公民館等において、乳幼児の心身発達や健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。

○**特定教育・保育施設** とくていきょうい 施設型給付費の支給対象となる施設として、市町村長の確認を受けた教育・保育施設。

○**特定子ども・子育て支援施設等** とくていこ こそだ しえんしせつとう 施設等利用費の支給対象となる施設等として、市町村長の確認を受けた子ども・子育て支援施設等。

○**特定地域型保育事業** とくていちいきがたほいくじぎょう 地域型保育給付費の支給対象となる事業を行う者として、市町村長の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業。

な行

○**乳幼児健康診査** にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児の健全な育成を促すとともに、育児不安の軽減や虐待等の早期発見、早期対応を図るために実施する、0歳児乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査。

○**乳幼児歯科健康診査** にゅうようじし かけんこうしんさ 乳幼児期からの歯科疾患予防、歯科保健に関する知識の普及・啓発のため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で併せて実施する歯科健康診査。乳歯列完成の重要な時期に実施する2歳6か月児歯科健康診査。

○**乳幼児歯科保健指導(こどもの歯科相談)** にゅうようじし かほけんしどう 0歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導。

○**認可外保育施設** にんかがいほいくしせつ 保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。

○**認可外保育施設に対する補助** にんかがいほいくしせつ たい ほじょ 認可外保育施設に通園する子どもや職員の健康診断費に対する補助金。

○**認証保育所** にんしょうほいくしよ 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たし、船橋市が認証した施設。

○**認証保育所運営に対する補助** にんしょうほいくしやうんえい たい ほじょ 乳幼児が良好な環境で保育されるよう、認証保育所の運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○**妊娠・出産支援プラン** にんしん しゅつさんしえん 母子健康手帳交付時、すべての妊婦に保健師等が面接をし、安心して出産や子育てに臨めるよう作成する支援プラン。



○**認定こども園** にんてい こどもえん 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可・認定を受ける施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

○**妊婦歯科健康診査** にんぶし か けんこうしんさ 歯科疾患が発生しやすい時期である妊婦を対象に、歯科疾患を予防するために行う歯科健康診査。

○**妊婦訪問指導** にんぶほうもんしどう 保健指導が必要な妊婦に対し、正しい知識を伝え、妊娠中や育児についての不安の軽減を図るために行う訪問指導等。

は行

○**ハッピーサタデー事業** じぎょう 子どもがスポーツや文化活動に親しめるよう、原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、地域の団体等と連携を図りながら公民館が主体となり開催する事業。

○**パパ・ママ教室** きょうしつ パパとママになる夫婦が出産を迎えるまでの過ごし方や赤ちゃんの接し方等、出産・育児に関する正しい知識を学ぶ教室。

○**東・西簡易マザーズホーム** ひがしにしかんい 運動発達につまずきのある未就学の子どもと保護者に対して、機能訓練や遊び、生活指導を行う児童発達支援事業所。船橋市が設置している。

○**ひとり親家庭** おやかてい 母子家庭及び父子家庭。

○**ひとり親家庭等** おやかていとう ひとり親家庭及び寡婦。

○**ひとり親世帯** おやせたい ひとり親家庭手当等を受給している世帯。

○**ひとり親世帯等** おやせたいとう 児童扶養手当受給世帯及び同等の所得水準にある世帯。

○**ひまわり・たんぼほ親子教室** おやこきょうしつ 発達につまずきのある未就学の子どもと保護者に対して、遊びや生活指導等を行う児童発達支援事業所。船橋市が設置している。

○**ブックスタート事業** じぎょう 親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや、子どもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布する事業。

○**ふなっこアプリ（子育てアプリ）** こそだ 妊娠・出産から育児までの各種情報を発信するスマートフォン向けアプリ。出産予定日や子どもの年齢、居住地等に応じた情報を受け取ることができるほか、成長の記録、予防接種のスケジュール管理や記録等ができる。

○**ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）** こそだ おうえん じょうほう スマートフォンやパソコンから市内の子育て情報が検索できる情報サイト。

○**ふなっ子メール（メール配信）** こ 広報ふなばしに掲載した子育て情報や、子育てに関するワンポイントアドバイス等を電子メールで配信する事業。

○**ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）** こそだ じょうほうし 子育て支援サービスや各種相談窓口、家族で行ける公園、幼稚園・保育所、医療機関の情報等に掲載する子育て情報誌。母子保健手帳交付時や子育て支援センター等で配布している。

○**不妊専門相談** ふにんせんもんそうだん 保健所で行う、医師や助産師による不妊や不妊治療に関する個別相談。

○**不妊治療費等助成事業** ふにんちりょうひどうじょうせいじぎょう 一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経費の一部を助成する事業。

○**弁護士による相談** べんごし そうだん ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、弁護士が相談に依る事業。

○**保育士養成修学資金貸付事業** ほいくしやうせいしゅうがくしきんかじつけじぎょう 市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある人に、指定保育士養成施設在学中の修学資金として月額3万円を貸し付ける事業。卒業後に市内の保育所等で、修学期間以上勤務すると貸付金の返還が全額免除される。

○**保育所** ほいくしょ 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設。



1. 用語解説

○**保育所等運営に対する補助** 児童の処遇向上を図るため、保育所等運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○**保育所等待機児童** 保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童。

○**保育の必要性の認定** 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき行う、保育の必要性の有無の認定。

○**放課後等デイサービス事業所** 放課後や学校の休業日に、就学している障害のある子どもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練を行うほか、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う障害児通所支援事業所。

○**母子家庭、父子家庭等医療費助成** ひとり親家庭、祖父母等の養育者及びその児童に対して、医療費の一部を助成する。

○**母子生活支援施設** 母子家庭又はこれに準ずる事情にある母からの申し込みに基づき、母とその子どもを入所により保護し、自立の促進のために支援する施設。

○**母子・父子自立支援員** ひとり親家庭等の生活や子育て、住宅、仕事等に関する相談に応じ、ひとり親家庭等の自立に向け、総合的に支援を行う者。社会福祉士等の資格や、児童福祉や各種相談窓口対応の経験がある者が担う。

ま行

○**民生委員・児童委員** 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。民生委員は児童委員を兼ねている。

や行

○**養育支援** 出産後間もない時期の育児不安の解消や養育技術の提供のための相談・支援。また、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況にある家庭等に対する改善等の相談・支援。

○**幼稚園** 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設。

○**幼稚園運営に対する補助** 幼稚園運営に係る費用負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資するため、幼稚園の運営費に対して交付する補助金。

○**要保護児童及びDV対策地域協議会** 地域のさまざまな関係機関、関係者と連携して、児童虐待と関連の深いDV対策も含め、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置した協議会。

○**幼保小連携** 子どもが、幼児期の教育・保育から小学校教育に円滑に移行することができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の間で行われる連携した取り組み。

○**4か月児健康相談** 保健センターで実施している、乳児の発育・発達に関する相談事業。

ら行

○**療育施設** 児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施する障害児通所支援事業所。

○**量の見込み** 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における将来需要量の見込み。これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて算出する。

○**労働力率** 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

わ行

○**ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和を意味する。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。



2. 計画策定の体制と経緯

(1) 計画の策定体制

① 船橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならないこととなっています。

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

② 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市の庁内に、船橋市子ども・子育て支援事業計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、子育て支援部長及び関係各課長による「船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置しました。また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

③ 本計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

令和元年（2019年）12月15日（日）に本計画素案を公表し、同日から令和2年（2020年）1月14日（火）までを期間として、素案に対する意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

(2) 船橋市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 17 日

条例第 25 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第4条 委員は、法第 6 条第 2 項に規定する保護者、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関



2. 計画策定の体制と経緯

し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(3) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年（2019年）9月1日～令和3年（2021年）8月31日
 ※役職等は委員委嘱日現在のものです。

（敬称略・50音順）

氏名	役職等	備考
赤塚 倫子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長	
天野 洋史	千葉県民間保育振興会理事	
生田 邦彦	船橋市保育協議会会長	
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問	
岩井 美樹	船橋市小学校長会委員	
太田 光洋	長野県立大学教授	会長
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア・顧問	
荻野 明日香	船橋市PTA連合会監事	
熊谷 洋紀	市民委員	
木暮 卓義	船橋市保育園父母会連絡会事務局長	
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長	
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター（育児）協力会員	
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事	
中原 美恵	東洋大学教授	
藤崎 美和子	市民委員	
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長	
松澤 弥生	全千葉県私立幼稚園連合会副会長	
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長	
横山 洋子	千葉経済大学短期大学部教授	副会長
渡邊 直	千葉県市川児童相談所長	

2. 計画策定の体制と経緯

(4) 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づき平成27年に策定した、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の期間満了に伴い第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期事業計画」という。）の原案を作成するため、船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は子育て支援部長を、副委員長は子ども政策課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子ども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表

局及び部等	委員
企画財政部	政策企画課長、行政経営課長、財政課長
総務部	職員課長
市民生活部	市民協働課長
健康・高齢部	健康政策課長
保健所	地域保健課長、健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長、障害福祉課長
子育て支援部	子育て支援部長、子ども政策課長、児童家庭課長、家庭福祉課長、保育認定課長、公立保育園管理課長、地域子育て支援課長、療育支援課長
経済部	商工振興課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長、指導課長、総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長、青少年課長



(5) 策定経過

年度	年月日	内容
平成30年度 (2018年度)	平成30年 8月10日	平成30年度第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
	11月12日	第2回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
	12月6日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施(12月21日まで)
	平成31年 2月4日	第3回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の集計状況(速報値)について ・第2期計画における量の見込みの算出について
	3月	グループインタビューの実施
令和元年度 (2019年度)	令和元年 5月24日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 ・第2期計画の概要等について ・第2期計画における施策体系について
	8月7日	第2回子ども・子育て会議 ・第1期計画の実績等について ・第2期計画における教育・保育の量の見込みについて
	10月8日	第3回子ども・子育て会議 ・第2期計画における教育・保育の確保方策について ・第2期計画における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について ・第2期計画における基本施策ごとの現状・課題・方向性について
	11月11日	第4回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案について
	12月15日	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画素案の公表と意見募集 (パブリック・コメント)(令和2年1月14日まで)
	令和2年 2月4日	第5回子ども・子育て会議 ・第2期計画について
	3月	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画策定

2. 計画策定の体制と経緯

(6) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

幼児期の教育・保育施設の利用状況と今後の利用意向や、子ども・子育て支援に関する現状の取り組みの課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

【調査の種類と調査方法】

①就学前児童調査	
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した就学前児童の保護者 【抽出基準日】平成30年11月1日
調査方法	郵送配布・郵送回収
②小学生調査	
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した小学校に通学する年齢の児童の保護者 【抽出基準日】平成30年11月1日
調査方法	郵送配布・郵送回収
③母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	
調査対象	平成30年11月5日から平成30年12月21日までの間に、初めて母子健康手帳の交付を受けた方または「はじめてママになるための教室」に参加した方のうち、調査への協力に同意を得た方
調査方法	平成30年12月5日までに同意を得た方：郵送配布・郵送回収 平成30年12月6日以降に同意を得た方：窓口配布・郵送回収
④事業所調査	
調査対象	平成28年経済センサス活動調査における市内事業所データから無作為に抽出した事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収

【調査期間】

平成30年（2018年）12月6日～平成30年（2018年）12月21日

【配布・回収状況】

調査の種類	配布数	有効配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	6,000 票	5,995 票	3,229 票	53.9%
②小学生調査	3,000 票	2,994 票	1,535 票	51.3%
③母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	315 票	313 票	119 票	38.0%
④事業所調査	500 票	476 票	188 票	39.5%

※有効配布数：配布数から、あて先不明等を除いた数

有効回収数：回収調査票から、記入のない（または少ない）票（無効票）を除いた数

